別紙2

「三世代同居対応住宅」の要件について

子育てしやすい環境整備を図るため、以下の条件を満たす三世代同居など複数世帯の同居に対応した新築住宅について補助額を加算します。
（ゼロエネの改修については、新設により要件を満たした場合のみを対象とします。）

〇調理室、浴室、便所又は玄関のうちいずれか2つ以上を住宅内に複数箇所設置することとします。
※上記のうちいずれか 2 つ以上を複数箇所設置している場合であっても、間取り等について補足説明を求め、三世代同居対応住宅と認められない場合もあります。

〇対象とする設備等については、原則として以下の通りとするほか、地域型住宅グリーン化事業実施支援室ウエブサイトに記載がある場合は、その取扱いに従ってください。
また、以下に該当しないもので対象となりそうなものは個別に実施支援室までお問い合わせ下さい。

（1）調理室

調理室については、以下の①～③をいずれも設置していることとします。

①給排水設備と接続されたキッチン用水栓及びキッチン用シンク
※洗面器・手洗い器は、キッチン用シンクとは判断しません。

②コンロ又は IH クッキングヒーター（ガス栓か IH クッキングヒーター専用の電気コンセントが設けられた設置スペースでも可）

③キッチン用の換気設備

（2）浴室

給排水設備及び給湯器に接続された浴槽又はシャワーがあり、防水の措置がされていることとします。

（3）便所

大便器があることとします。なお、小便器が併設されていてもかまいませんが、小便器のみでは要件を満たしません。

（4）玄関

玄関扉と室内土間（土足の着脱スペース及び収納を有し、それぞれの土間の面積が概ね同等の場合に限る。）があることとします。なお、勝手口（調理室、車庫等に直接出入りするためのもの）や外側から施錠できない出入口（窓等）は対象外となります。

三世代同居対応住宅って？

21. 「三世代同居対応住宅」について（1 1.9、別紙 5、2 3.3、5.4、参考 3）

子育てを家族で支え合える三世代同居など複数世帯の同居がしやすい環境づくりを目指すものです。

補助対象の住宅が三世代同居対応住宅の要件【第１章別紙 5】を満たす場合、予算の範囲で加算できます。

調理室、浴室、便所又は玄関のうちいずれか２つ以上を住宅内に複数箇所設置することが必要になります。

※上記のうちいずれか２つ以上を複数箇所設置している場合であっても、間取り等について補足説明を求め、三世代同居対応住宅と認められない場合もあります。（【第１章別紙 5】より）

調理室他の要件は、第１章別紙５の要件に加え、以下のような基準に基づいて判断します。

共通	複数箇所：原則として、隣接し、動線が重なるものは１箇所と判断する。
調理室	部屋でなくても良い。 コンロ等「設置スペース」は、シンク上面と同程度の高さに固定された平らな面とする。（コンロ等が設置できないスペースでは不可） 換気設備は、建築基準法で定める換気量があること。 また、IH の場合も換気設備を設置することとし、150 m3/h 程度以上の換気量があること。
浴室 便所	３点ユニット、シャワーユニットでもよい。 ただし、浴室が二つある場合（例えば浴槽を備えた浴室とシャワールーム）でも、脱衣所が同一の場合は、１箇所と判断する。
玄関	玄関ホールがあること。 玄関扉の幅（枠寸法）は、原則として、開き戸の場合 800mm 以上、引き違い戸・片引き戸の場合は 1600mm 以上とすること。 玄関扉が複数設置されている場合でも、内部の土間（又はホール）が同一である場合には、原則として１箇所と判断する。 隣接する道路からのアクセスが困難なものは不可。 家族のみが使用する出入口は、勝手口と判断する。

- 三世代同居対応住宅を交付申請する場合は、三世代用の「要件への適合確認書」（様式 6）と設置箇所が確認できる平面図を添付していただきます。
- 様式６で三世代同居対応住宅の要件の証明をする建築士は、１級、２級及び木造の何れかとし、原則として、当該物件の設計を行った者、補助金申請事業者（施工者）に所属する者、又は、グループの「Ⅴ．設計」に登録された者とします。
- 玄関を複数とした場合は、併せて配置図を添付してください。

工 事 写 真 フ ァ イ ル（三世代同居対応住宅の場合）

①例：キッチン

日付：　令和●年●月●日

部屋名：　※ 1Fキッチン

●キッチン用換気扇が必要（150㎥/h以上の換気量）
●コンロを撮影（ガス・IH/据え置きIHの場合は
コンセントも撮影）
●水槽・水栓のみなど明らかにキッチン
とみなされないものは不可
●コンロ等「設置スペース」は、
シンク上面と同程度の高さに固定された平らな面とする
●コンロ等が設置できないスペースは不可

キッチンだけではなく
周辺（間取り、サッシ等）が
写るよう撮影

②例：キッチン

日付：　令和●年●月●日

部屋名：　※ 2Fキッチン

③例：トイレ

日付：　令和●年●月●日

部屋名：　※ 1階トイレ

●大便器があることとする。
なお、小便器が併設されていても
構いませんが、
小便器のみでは不可

トイレだけではなく
周辺（間取り、サッシ等）が
写るよう撮影

④例：トイレ

日付：　令和●年●月●日

部屋名：　※ 2階トイレ

⑤例：玄関

日付：　令和●年●月●日

部屋名：　※ 1階玄関

●玄関ホールがある事
●玄関扉の幅：開き戸＝800㎜以上
：引違・片引き＝1600㎜以上
●玄関扉が複数でも、内部の土間
（又はホール）が同一の場合不可
●玄関室内土間は土足の着脱スペース及び収納を
有し、それぞれ土間の面積が同等の場合に限る
●道路からのアクセス困難な場合不可
●勝手口は不可
●家族のみが使用する出入口は「勝手口とする」
●外から施錠できない出入口は不可

玄関だけではなく
周辺が（間取り等）写るよう撮影
※玄関ホール撮影必要

⑥例：玄関

日付：　令和●年●月●日

部屋名：　※ 2階玄関

⑦例：ユニットバス

日付：　令和●年●月●日

部屋名：　※ 1階ユニットバス

●浴室が二つあっても、
脱衣室が同一の場合
は不可

ユニットバスだけではなく
周辺（間取り、サッシ等）が
写るよう撮影※脱衣場も併せて撮影

⑧例：ユニットバス

日付：　令和●年●月●日

部屋名：　※ 2階ユニットバス

※設備機器だけの写真ではなく、周りの状況（窓、扉など）を含めた写真としてください。